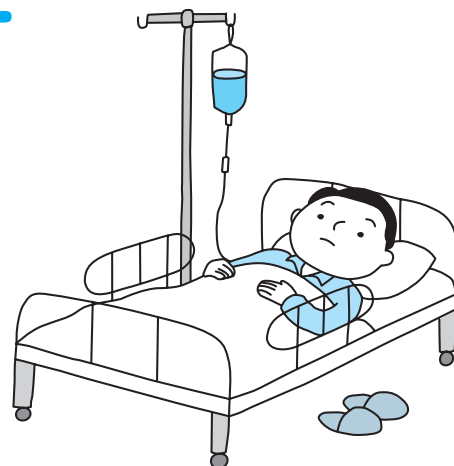


平成27年1月から

70歳未満の高額療養費自己負担が見直されます



医療にかかる自己負担には限度額があり、その限度額を超えた額は高額療養費として支給されています。

現在、高額療養費の自己負担限度額は、低所得者、一般所得者、上位所得者の3つに区分されて計算されていますが、平成27年1月からは、区分をさらに細かくして計算されるようになります。

上位所得者（標準報酬月額53万円以上）は現在よりも自己負担限度額は増え、一般所得者・低所得者は現行どおりまたは、自己負担限度額は少なくなります。

見直し前（現在）		見直し後（平成27年1月～）	
所得区分	自己負担限度額	所得区分	自己負担限度額
上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% ※4ヵ月目からは83,400円	標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4ヵ月目からは140,100円
		標準報酬月額 53~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4ヵ月目からは93,000円
一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4ヵ月目からは44,400円	標準報酬月額 28~50万円	変更なし
		標準報酬月額 26万円以下	57,600円 ※4ヵ月目からは44,400円
低所得者 (市町村民税 非課税者)	35,400円 ※4ヵ月目からは24,600円	低所得者 (市町村民税 非課税者)	変更なし

※暦上の1ヵ月（1日～31日）、同一医療機関での医療費を合算します。

※同一医療機関でも、入院と外来、内科と歯科は別々に計算します。

※健康保険適用外の治療や入院時の食事療養に要する標準負担額、差額ベッド代などは対象外です。

(例1) 標準報酬月額26万円（一般所得者）の人が1ヵ月に医療費が100万円かった場合（3割負担）
自己負担額100万円×3割=300,000円

●見直し前 【自己負担限度額】 80,100円+ (100万円-267,000円) × 1% = 87,430円
【高額療養費】 300,000円 - 87,430円 = 212,570円

●見直し後 【自己負担限度額】 57,600円 **皆さんが負担する額は29,830円少なくなります。**

【高額療養費】 300,000円 - 57,600円 = 242,400円

健保組合が負担する額は29,830円増えます。

※窓口負担を自己負担限度額までにする場合は、「限度額適用認定証」を健保組合に申請して医療機関に提示する必要がありますので、ご注意ください。

※70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額は変更ありません。